

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」は、「家庭類型」などから算出します ●●●

① 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。

このために下表のとおりニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
					月120時間以上の就労	月120時間未満64時間以上の就労	月64時間未満の就労	
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)				タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労			タイプC	タイプE			タイプD
	月120時間未満64時間以上の就労					タイプE'		
	月64時間未満の就労			タイプC'				
未就労					タイプD			タイプF

↑ 保育の必要性あり

↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親がフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 - タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目 ●●●●●●●●

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～13の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

No	認定区分	対 象 事 業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5歳 (3歳以上児)
	2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳 (3歳未満児)
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対 象 事 業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～18歳
5	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
7	（保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	